

佐賀県告示第 332 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成 26 年 8 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 指定年月日 平成 26 年 1 月 1 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社スマイルソーシャルワーカーズ
所在地 唐津市新興町 179 番地
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 居宅介護支援事業所スマイルソーシャルワーカーズ
所在地 唐津市中町 1513 番地 5